

新潟県公安委員会規則第4号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月6日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成23年新潟県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第12条、第16条関係）		別表第1（第12条、第16条関係）	
市区町村名	地 域	市区町村名	地 域
(略)		(略)	
新潟市 江南区	曾川字古堤甲138番及び139番の地域、横越中央4丁目8879番1、8879番2、8881番1、8881番3及び8881番4の地域、 <u>亀田四ツ興野5丁目455番1及び455番2の地域、荻曾根字居付448番3及び448番12の地域、東本町4丁目758番1及び5丁目329番1の地域、西町4丁目2035番12、2044番1及び2045番1の地域、城所1丁目甲1415番3、1415番5、1415番6、1416番1、1416番3、1417番3、1418番1から1418番3まで、1418番7及び1418番8の地域、曙町1丁目688番9及び688番20の地域、袋津3丁目3602番の地域、砂岡1丁目3796番3、3796番6、3796番8及び3796番9の地域、旭3丁目1128番11の地域</u>	新潟市 江南区	曾川字古堤甲138番及び139番の地域、横越中央4丁目8879番1、8879番2、8881番1、8881番3及び8881番4の地域、 <u>亀田四ツ興野5丁目445番1、445番2、448番3及び448番12の地域、東本町4丁目758番1及び5丁目329番1の地域、西町4丁目2035番12、2044番1及び2045番1の地域、城所1丁目甲1415番3、1415番5、1415番6、1416番1、1416番3、1417番3、1418番1から1418番3まで、1418番7及び1418番8の地域、曙町1丁目688番9及び688番20の地域、袋津3丁目3602番の地域、砂岡1丁目3796番3、3796番6、3796番8及び3796番9の地域、旭3丁目1128番11の地域</u>
(略)		(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。